

葛卷町農業委員会
第13回総会議事録

1 日 時 平成28年7月21日(木)午前10時35分から午前11時50分

2 会 場 葛巻町総合センター保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 平成28年度岩手県農業委員・農地利用最適化推進委員大会における提案事項の決定
について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地の現状変更届等の受理について

4 出席委員

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 門 場 政 一 | ② 馬 場 正 俊 | ③ 星 野 順 子 | ④ 木戸場 真紀子 |
| ⑤ 橘 秀 子 | ⑦ 川 崎 美由起 | ⑧ 藤 森 雅 美 | ⑨ 長 峯 一 雄 |
| ⑩ 森 久 雄 | ⑪ 坂 井 徳 身 | ⑬ 落 宰 勝 | ⑮ 坂 待 純 一 |
| ⑯ 深 澤 進 | | | (会長職務代理者) |
| (会 長) | | | |

5 欠席委員

- ⑥ 芳 田 聡 ⑫ 藤 岡 俊 策 ⑭ 久 保 淳

6 議事録署名委員

- ⑩ 森 久 雄 ⑬ 落 宰 勝

7 書記(農業委員会事務局)

村 上 明 彦(事務局長) 落 合 咲 子(事務局長補佐)

事務局長

それでは、ただ今から第13回総会を進めて参りたいと思います。

まず初めに深澤会長からご挨拶を頂戴いたしまして、引き続き総会に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

【あいさつ】

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。今朝の新聞にも載っておりましたが、19日に岩手競馬の山本聡哉君の1000勝を祝う会があり、農業委員会の会長として案内をいただき出席して参りました。皆さんもご存じのことと思いますが、辰鼻の山本忠夫さんと美代子さんの四人兄弟の二男で、長男と聡哉君が岩手競馬、三男は船橋で騎手をやっているそうです。娘さんは水沢農業高校の馬術部のキャプテンで、将来は馬に関わる仕事をしたいということで調教師を目指しているようですが、最初、本人は騎手になりたかったようですが、お母さんが反対だということで調教師を希望しているようです。山本騎手の挨拶の中で、今、岩手競馬が大変な状況だということで、是非皆さんから競馬場に来ていただいて盛り上げていただきたいという話でしたので、機会がありましたらよろしくお願いいたします。

今日は午後からソバ播きということで一日の活動になりますが、よろしくお願いいたします。

【開 会】

議 長

ただ今から葛巻町農業委員会第13回総会を開会します。

本日の出席委員は16名中、今のところ13名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

6番芳田委員、12番藤岡委員のお二人から欠席の申し出がありましたので報告いたします。久保委員は、先ほどの電話で時間までには来るという話でしたが、ちょっと遅れているようですが、出席になると思います。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

《日程第1》

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、10番森委員、13番落宰委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は事務局職員の村上事務局長と落合局長補佐を指名いたします。

《日程第2》

議 長

次に日程第2「会期の決定」を行います。会期は本日1日と決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3》

議 長

次に日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【日程第3 会務報告】

月 日	内 容	出 席 者
6月24日(金)	JA新いわて葛巻支所年金友の会総会 (町内 モウモウ館)	会長
26日(日)	第15回盛岡北部畜産共進会 (岩手町 JA新いわて種子センター)	会長
30日(木)	平成28年度一般社団法人岩手県農業会議 定時社員総会 (盛岡市 岩手県産業会館)	会長
	農業後継者等パートナー事業協議会 仲人部会 (町内 みもれ)	星野委員/木戸 場委員/事務局 長/局長補佐
7月1日(金)	町議会7月会議 本会議 (葛巻町役場議場)	会長/事務局長
4日(月)	町議会7月会議 一般質問 (葛巻町役場議場)	事務局長
	農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別 研修会 (滝沢市 アピオ)	坂待代理/橋委 員/久保委員/ 局長補佐
5日(火)	町議会7月会議 輝くふるさと常任委員会 決算特別委員会 (葛巻町役場議場)	事務局長
6日(水)	町議会7月会議 本会議 (葛巻町役場議場)	会長/事務局長
7日(木)	農業者年金加入推進特別研修会 (盛岡市 ホテルメトロポリタン盛岡)	星野委員/芳田 委員/局長補佐
15日(金)	現地確認 (町内)	森委員/木戸場 委員/事務局長 /局長補佐

議 長

ただ今の報告について、何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議長 長 次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 長 事務局長。

【日程第4 議案第1号の説明】

事務局長 はい。議案書は1号になります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」、1件でございます。

農地は、江川第●地割の農地3筆、第●地割の農地5筆、併せて8筆14,828㎡。●●●●●さんから娘さんの●●●●●さんへの使用貸借ですが、申請事由にございまして「返還された農地を後継者に貸し付けるため」とあります。こちらは本日の報告第1号、48号になります。そちらで合意解約されたものが、こちらの第3条で使用貸借となるものでございます。順番が逆になりますが、合意解約については報告第1号でご説明申し上げます。図面は5号をご覧ください。8カ所に○印がございまして、●●さんの自宅周辺と袖山に向かう途中を右手に入ったところに所在する農地になります。調査書につきましては2号でございます。全部効率要件から地域調和要件に至るまで該当する項目はすべて問題がないということで調査書を作成しておるものでございます。貸付期間は、28年8月1日から38年7月31日までの10年間となっております。

以上でございます。

議長 長 この事案は、現地確認が行われております。

現地確認の結果について、10番森委員にお願いします。

【10番森委員 現地確認結果報告】

10番 現地確認の結果を報告します。

この事案は、報告第1号の合意解約を受けて行われる親子間の農地の使用貸借です。対象となる農地は牧草、野菜、ソバなどが作付けされ、適切に管理されている状況であり、調査書に記載のとおり特に問題はないと判断いたしました。

以上です。

議長 長 次に地区担当委員の補足説明ですが、地区担当の10番森委員が現地確認を行っていますので省略いたします。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定します。

《日程第5》

議長 次に日程第5 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

【日程第5 議案第2号の説明】

事務局長 資料は6ページからになります。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」ということで2件ございますけれども、2件とも申請人は●●●地区の●●●●さんになります。

まず1番は、葛巻第●●地割の農地1,457㎡。農業用施設の牛舎、堆肥舎等を整備するというものでございます。図面は9ページです。●●●に入って●●さんの自宅よりちょっと手前の左手の農地です。計画書が10ページです。右側に牛舎等の配置がございしますが、そのような配置で整備を行う計画でございします。調査書は7ページになります。利用目的から被害防除までの対象となる項目につきましては、すべて問題はないというものでございます。農振関係ですが、振興地域内で農用地区域外にあたる農地となっております。

2番の事案は、同じく●●地割の農地になりますが、図面は16ページになります。自宅に隣接した農地で、17ページの事業計画書にあるように家畜運搬車等かなりの台数を駐車できるスペースを確保したいというものでございます。調査書は14ページでございます。該当する項目については、すべて特に問題がないものとして作成しております。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果について、10番森委員に願います。

【10番森委員 現地確認結果報告】

10番 現地確認の結果を報告します。

1番の事案は、牛舎等農業施設整備のため永久転用するものです。隣接する農地はデントコーンが作付けされ、近くを外川川が流れている場所で、家畜糞尿の流出が心配されるところではありますが、堆肥舎も整備する計画であり、周囲の農地や河川への影響はほとんどないものと思われします。

2番も1番と同じ申請者の事案で、自宅に隣接する農地を永久転用し、家畜運搬車等7台

んの農地2筆、6番は●●●●さんの農地5筆になります。これらの農地は、送電設備の工事に伴って作業ヤードと搬入道路として一時転用するものです。

7番、8番につきましては、風力発電機の設置に関わる一時転用で、7番は●●●●●●●●●●協同組合連合会の所有する農地5筆、8番は●●●●●●●●組合の所有する農地4筆になります。こちらも作業ヤード、搬入道路としての一時転用になります。

以上の8事案については、この後のページにそれぞれ意見書がございますが、いずれも該当する項目につきましては、すべて問題がないものとして作成しております。

続いて9番、10番の事案ですが、どちらも有限会社●●●●が砂利採取のため農地を一時転用するものでございます。9番は●●●●●●●●さん、10番は●●●●●●●●さんがそれぞれ所有する農地でございます。図面は42、43号をご覧ください。今回申請の農地の隣が現在砂利採取が行われておりまして、そちらが終了し次第、引き続き工事に入る予定のようです。意見書は39ページになります。この事案も該当する項目につきましては、すべて問題はないものとして意見書を作成しております。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を4番木戸場委員にお願いします。

【4番木戸場委員 現地確認結果報告】

4番

現地確認の結果を報告します。

1番から8番までの事案は、すべて上外川地区に建設を予定している風力発電施設の整備に伴う一時転用になります。風力発電機及び送電鉄塔の配置場所は、すべて山林原野になりますが、搬入道路や作業ヤードが牧草地などの畑にかかることから今回の許可申請となったものです。転用業者の説明では、必要に応じて鉄板敷きで対応し、農地への復元が困難な砂利敷きを行わない予定のようです。

よって1番から8番の事案については、意見書に記載のとおり、特に問題がないと判断いたしました。

次に9番及び10番の事案は、砂利採取に伴う一時転用になります。申請地は現在、牧草が作付けされている状況ですが、転用業者の説明では、年内の積雪前までに工事を完了し、来春には飼料畑として使える状態にしたいということでした。

この事案も意見書に記載のとおり、特に問題がないと思われま。

以上です。

議 長

次に地区担当委員の補足説明ですが、9番、10番の事案は地区担当の4番木戸場委員が現地確認を行っておりますので省略いたします。

1番から8番までの事案について、13番落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 補足説明】

13番

はい。風力発電の場所は近いのでよく分かるのですが、まだ測量したような状態で、鉄塔はまだ進んでいません。気になるのは、鉄塔の工事が始まれば、農地がどの程度使えるのか、その辺がどうなのか心配なところです。

- 議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】
- 議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 【「異議なし」の声】
- 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
- 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。
- 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員です。
- よって議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出します。
- 《日程第7》
- 議 長 次に日程第7 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。
- 事務局より議案の説明を求めます。
- 【事務局長 挙手】
- 議 長 事務局長。
- 【日程第7 議案第4号の説明】
- 事務局長 はい。44ページをご覧ください。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」ということで2件ございますけれども、2件とも県農業公社への賃貸借でございます。
- 1番は、江川第●●地割の農地2筆で21,322㎡、●●●●さん所有の農地でございます。期間が6年間で10㍊あたりの単価が5,000円になります。2番は、江川第●●地割の農地1筆で6,108㎡、●●●さん所有の農地です。期間が10年間で10㍊あたりの単価が5,000円という内容でございます。
- 以上でございます。
- 議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】
- 議 長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 【「異議なし」の声】
- 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
- 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員です。
- よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

は原案のとおり決定いたします。

《日程第8》

議長 長 次に日程第8 議案第5号「平成28年度岩手県農業委員・農地利用最適化推進委員大会における提案事項の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 長 事務局長。

【日程第8 議案第5号の説明】

事務局長 はい。資料は45ページからでございます。議案第5号「平成28年度岩手県農業委員・農地利用最適化推進委員大会における提案事項の決定について」ですが、昨年までは岩手県農業委員大会でしたが、今年度から法改正によりまして農地利用最適化推進委員も入って参ります。岩手県の場合は、この委員を配置しているのは7市町村だけで、大会名がこのとおりになるかどうか微妙なところではありますが、県農業会議からはそのような大会名になる見込みだということですので、このような議案となりました。

本日の総会で議決していただき、盛岡地方農業委員会協議会を經由しまして県農業会議へ提出する流れになっております。

こちらの原案につきましては、昨年度ご指摘をいただいておりますので、総会の招集通知と併せて事前に配付させていただきました。

それでは、提案事項の要点をご説明申し上げます。

平成28年度岩手県農業委員・農地利用最適化推進委員大会における提案事項(案)

葛巻町農業委員会

Ⅰ 農業・農村政策の確立に関する事項

(1) TPP交渉に関する事項

- ・ 日本のTPP加盟により他国からの安い農産物等が入ってくると、消費者としてはメリットが大きい一方、国内の農家の廃業が増加し、日本の食糧自給率が下がっていくことが懸念されている。

農水省の試算では、日本がTPPに加盟すると、農業関連のGDPが4.1兆円も減少、GDP全体としては7.9兆円もの損失となり、さらに340万人の雇用が失われ、食糧自給率も現在の40%から14%にまで下がると予想している。

このような状況を踏まえ、協定の批准については国会における慎重な審議を求めるとともに、TPP関連政策大綱に基づく農業分野の国内対策については、担い手農業者の意見が十分に反映されるよう要請する。

(2) 担い手への農地の利用集積の推進に関する事項

- ・ 農地中間管理機構の機能を最大限活用した農地利用集積を促進するため、地域における「人・農地プラン」を踏まえた貸し付け農地の掘り起こしや農地を借り受ける担い手の特定など、地域に根ざした農業委員会が有する農地利用調整機能の積極

的活用に向けた支援措置を強化すること。

(3) 農業経営の安定対策に関する事項

- 地域の農地の受け手である土地利用型農業経営の体質を強くしていくため、農業機械等導入にあたっての融資残補助、スーパーL資金の金利負担軽減措置等の対策を強化すること。また、わが国の農地面積の約5割はすでに担い手経営によって利用されていることから、その団地化に向けた農業者同士の農地の交換に対する支援措置を講じること。
- 農業者の高齢化や離農に伴う農家戸数や飼養頭数の減少など、生産基盤が弱体化しているため、畜産・酪農家の収益向上に必要な機械のリースや施設整備の支援などの対策を強化すること。
- 農業者年金への加入促進を図るため、納付下限額を引き下げるとともに、60歳に達する日までとなっている保険料の納付を加入者の希望により65歳まで追加納付できる制度に見直すこと。

また、保険料については、後継者の配偶者が家族経営協定を締結している場合は、政策支援の対象とすること。

(4) その他農業・農村の振興施策の充実強化に関する事項

- 有害鳥獣の増加による農村部での被害は深刻さを増し、農産物だけでなく人身にも危険が及んでいる。また、統計に表れない自給的な農産物への被害も甚大であり、農業者の精神的な痛手も大きい。このため、地域が主体となった多様な取り組みを支援する施策を長期的に講じるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象の拡大と補助率を引き上げるなど一層の強化を図ること。あわせて、狩猟免許取得者の負担軽減ならびに拡大・若返りのための支援措置を講ずること。

(5) 農業委員会系統組織に対する支援に関する事項

- 新たな制度への移行は農業委員会によって各々であり、法制度の改正に伴う市町村条例及び農業委員会規則の改正が必要であることから、新制度への円滑な移行措置を確保すること。
- 新たに創設される農地利用最適化推進委員と農業委員との棲み分けを明確化し、両者間に軋轢が生じないよう対策を講ずること。
- 農地情報公開システムは、平成28年度からフェーズ2（農地情報の一元管理・利用が可能なシステム）の運用が始まることから、その定着に努めるとともに農地台帳・地図の適切な更新、有効活用に向けた支援措置を講ずること。

2 東日本大震災からの復旧・復興に関する事項

- 東日本大震災から5年が経過し、復旧・復興の進捗に地域差が見られ、市街地・中心部に壊滅的な被害があった地域では復興の遅れが農業にも影響している状況にある。被災地の再生に向けた担い手への農地集積など、中長期的視野に立った支援措置を講ずること。
- 被災地では、依然として風評被害による農産物の価格や生産量の低迷が続いてい

る状況にある。被災地の農業者が自信を持って農業経営に取り組むことができるよう、風評被害の早期払拭に向けた実効性のある情報発信と販売支援を展開すること。

3 特に県に要請する事項

- 農業委員会法が改正され、農業委員会が行う新規参入支援や農地利用集積活動などの農地利用の最適化の推進が法令業務となり、業務の質と量が増大することから、農業委員会の活動予算を拡充するよう国へ要望すること。
- 農業委員会において非農地判断された農地の地目変更について、農業委員会が嘱託登記できる制度を創設するよう国に要請すること。
- 遊休農地解消のための支援制度である耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について補助率を引き上げるよう国に要請すること。

以上、ご提案申し上げます。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑及び追加提案等がございましたらどうぞ。

【2番馬場委員 挙手】

議長 2番馬場委員。

2番 はい。1の(3)の本文中、「融資残補助」とありますが、どのような内容か教えてください。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 はい。融資で農業用機械等を導入する場合、融資を受けない自己負担部分に対して助成を行うというものです。補助率等、詳細については確認をして後でお知らせいたしますので、ご了承ください。

議長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「平成28年度岩手県農業委員・農地利用最適化推進委員大会における提案事項の決定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第5号「平成28年度岩手県農業委員・農地利用最適化推進委員大会における提案事項の決定について」は、原案のとおり決定することとし、盛岡地方農業委員会連絡協議会を經由して岩手県農業会議へ提出することといたします。

《日程第9》

議長 次に日程第9 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を

とを確認して参りました。

次の現状変更届ですが、完了報告と同じ工事から排出される残土を継続で盛り土するという内容ですが、現地は傾斜地であり、隣接する牧草地や沢へ土砂が流れ込まないよう工事施工者に要請して参りました。

以上です。

議長 長 次に地区担当委員の補足説明は14番久保委員ですが、久保委員がまだ見えておりませんので省略いたします。

以上で説明が終わりました。ただ今の報告第3号について、質疑等のある方はどうぞ。

【9番長峯委員 挙手】

議長 長 9番 9番長峯委員。

この農地の隣は、私が使用している草地ですが、もっときれいに処理してもらわないとダメですね。要望してください。

議長 長 それでは、業者にそのことを伝えるようにいたします。

事務局長 9番 すみません。きれいにということですが、具体的にどういうことでしょうか。

切った木の枝が草地に放置されていたり、法面も整地されている状況ではないので、きれいに処理してほしいということです。

事務局長 分かりました。業者に伝え、善処していただきます。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第12》

議長 長 次に日程第12「その他」ですが、委員の皆さんからございましたら、どうぞ。

【1番門場委員 挙手】

議長 長 1番 1番門場委員。

はい。この間、●●●●さんから九蔵坂の農地を借りてもらって、現場をちょっと手伝ってほしいということで行ってきましたが、その際の要望として、賃貸借で農地を借りているけれども、田の畦畔とか水路、耕作放棄地については公社の事業があるわけですが、こちらはそれには乗れないということで、できるだけ今やっている除染事業と同じような関係の中で、基盤整備できる方向で考えてほしいということでした。皆さんから、こういうふうにやったらいいんじゃないかというご意見を頂戴できればと思います。できれば町単で結構だと思しますので、事業としてお願いしたい。来年度に向けて皆さんからよい知恵を出していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 長 この前も総会終了後にいろいろ相談をしていきたいということで話をしましたが、今日はまた午後に作業があるわけですが、農作業の状況を見ながら対応していきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

【7番川崎委員 挙手】

議長 長 7番川崎委員。

7番 はい。今の門場委員さんの話は、そのとおりだと思うんで、私も前からそう思っていたんですが、農地を公社に貸して、借りる側がこういうふうにしてくださいと整備して、そして借りるような方向に持って行ければいいような気がするんですけども…。公社で整備して貸借になって、その整備した経費を10年なら10年で小作料に加えるとして、それに町が助成するという方向でいければ、水路とか畦畔、傾斜地とかを解消できるし、これからは農地利用の団地化も進めていかないと農作業もスムーズに行かないと思います。そういう場合も公社で整備して、10年間の貸借で小作料として祓うという方向で持って行ければ、もっと段差のないスムーズな農作業が可能になると思うんですが…。

【8番藤森委員 挙手】

議長

8番藤森委員。

8番

関連することですが、機構を通じて農地を貸借しようということで、その中で田んぼがあるわけですね。田には1筆ごとの札を立ててくださいということですね。その際、畦畔がなくなったときの表示の方法はどうしたらよいのか。私自身に降ってわいたことで、すでに畦畔をなくしてなしているんです。それでも札を並べておけばいいということであればよいけれども、1筆毎に地番等を問われれば、それは水田ではなく畑地と見なして補助の対象外にするということですから、結局、使いやすく畦畔を取ってしまえば、減反奨励金はあげませんということになると、たぶん貸借する人も減反の補助金をもらうか、賃貸料をもらうかになるだろう。畦畔をとっても奨励金を出してもらえないようにしていただかないと、今の議論も成り立たないわけです。

【9番長峯委員 挙手】

議長

9番長峯委員。

9番

今は土地を利用しやすいように効率良くやっても別に特別役場では何も言われたい。だから勾配があればそれを直し、田んぼ5枚を1枚で利用していても立て札をまとめて立てていけば大丈夫です。

それから、整備をすると費用とかいろいろかさんでくるからその時のお互いの関係で金額を決めることになる。本当にやるのならきちっとした将来の土地利用をするために組織づくりをするとかいろいろ方法があるわけです。そこを踏み込んでやって、あとはその地域の人と土地をうまく使えるような組織づくりを俺はやるべきだと思います。前から俺はそれを喋っている。今は農家が減ってるからそういう形にしてやっていかないと農業生産を増やすためですから。

【8番藤森委員 挙手】

議長

8番藤森委員。

8番

そのことについてもやっぱり借りる本人がお話ししづらい項目もあるので何とかならないかという部分があると思うので、お借りしている人に対しても農業委員会としてお話しするようなスタイルでもいいのかどうか伺います。ちょっとこういうふうにして借りる人がいたからどうだって、やっぱり本人だけでは言いづらい部分があるので地区の担当の方と一緒に行って「これからはずっと使ってもらえるにはこういうふうにしていかないとけないのですがどうでしょうか」というような働きかけを農業委員会としてやってかないと

遊休農地化していくので、その辺はどうでしょうか。

議 長

今現在も、そういうように使ってるわけです。特別ダメだよということではなくして。個人のそのやりとりに関して、藤森委員の話した交付金の関係は、農林課とかにもしょっちゅう話はしています。農林課でも農家に対して話してくれているんだけど、それから踏み込んだ話を農家同士ができなかったり、やっぱり言えないということがあったり、本来、交付金は耕作者がもらうべきものになります。葛巻の場合は返している人が多いです。ほかはちゃんと交付金を耕作者が受け取って借賃として払っているようですけども。

【9番長峯委員 挙手】

議 長

9番長峯委員。

9番

ただ、今の事業でやっていけば貰えない農家も出てくるんです。奨励金は、基本のほかにその他の加算分があるので、それは借りる人にもらって欲しいんだ。実際は耕作した人ではなく、貸した人が総費用を精算して、農家として作業を委託しやってるという仕組みなんだよ。それをやらないと貸した人はもらえない。耕畜連携で13,000円もらえるから、逆に貸している人が余計にもらってるんだよ。

それも書類には両者で協議の上配分して下さいというふうに書いているんですけども、相手に入ったのを私に半分くださいというのではうまくいかないこともあって…。だから、それについてきちっと農林課ではっきりしてほしいって、俺は話しているんだよ。

【8番藤森委員 挙手】

議 長

8番藤森委員。

8番

農家の借りてる側から結構そういう話も出てますので、これについてもやっぱり今から相談したって、農林課だったり農業委員会として貸してる農家に対して何とかお願いをするような形も必要かなと私は思います。

【9番長峯委員 挙手】

議 長

9番長峯委員。

9番

農業委員会と言うよりも役場の農林課と相談しないと、そしてきちっと説明してもらわないとダメだ。そして、役場としては平成29年からこうやりますよというふうに話してもらわなければ何の解決にもなりません。

議 長

わかりました。ではこの件については農林課の方に伝えます。他に何かありませんか。

【「なし」の声】

議 長

事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議 長

ないようですので、以上で「その他」を終了いたします。

以上で、葛巻町農業委員会第13回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成28年8月3日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____